



## 新型コロナウイルスと自治体法務（２）

令和２年４月１０日（４月２０日追記） 弁護士 吉永公平

### ○追加情報

新型コロナウイルスに関してはレター一つでは情報不足です。追加の法務情報をお伝えします。私も日々の事態の変化についていくので精いっぱいです。ですが、「リアルタイムで情報発信しなければ」との思いから、不十分ながら見切り発車でお伝えします。作成且時点での情報に基づく検討であり、情報は刻一刻と変わり得ること、私の勤務先を想定した内容であること（ただし、他の自治体にも参考になると思います）、私の勤務先の自治体の公式見解ではなく、私の個人見解であることをご了承ください。

### ○緊急事態宣言

ついに政府から、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」といいます。）に基づく緊急事態宣言（特措法 32 条）が出されました（公布：４月 7 日、施行：翌 8 日）。1 都 7 県では緊急事態宣言を前提とした対応がスタートしています。

#### <要請>

特措法に基づく緊急事態宣言が出ると、対象地域の都道府県知事（「特定都道府県知事」といいます（特措法 38 条 1 項））が「あれこれ」をします。その一つが「感染を防止するための協力要請・要請」です（特措法 45 条 1 項・2 項）。今までも自粛の要請はされてきましたが、今度は特措法に基づく協力要請・要請です。その内容は次のとおりです。住民や事業者のみならず、私たち行政の立場でも、概要は知っておきたいところです（※ 4 月 20 日追記：次号で特措法 24 条 9 項に基づく協力要請も取り上げます）。

名称	対象	内容
協力要請	住民（１項）	生活の維持に必要な場合を除き、 みだりに住民の居宅又はこれに相当する場所から外出しないこと その他の新型インフルエンザ等（※新型コロナウイルスを含む（附則 1 条の 2））の感染の防止に必要な協力
要請	施設管理者等（２項） 「学校、社会福祉施設、興行場その他の政令（特措法施行令 11 条）で定める多数の者が利用する施設」 を管理する者 又は 当該施設を使用して催物を開催する者	当該施設の使用の制限若しくは停止 又は 催物の開催の制限若しくは停止 その他政令（特措法施行令 12 条）で定める措置を講ずること

住民に対する協力要請（１項）は、いわゆる「不要不急」の外出を自粛する等について要請するものです。「その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力」とは、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の基本的な感染対策の実践等が想定されてい

ます(新型インフルエンザ等対策研究会『逐条解説新型インフルエンザ等対策特別措置法』159・160頁)。

施設管理者等に対する要請(2項)につき、「その他の政令で定める多数の者が利用する施設」は、百貨店その他の物品販売業を営む店舗(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売り場を除く)、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、キャバレー・ナイトクラブ・ダンスホールその他これらに類する遊興施設、理髪店等です(特措法施行令11条。ぜひ施行令をご確認ください)。小中高校や社会福祉施設(保育所、介護老人保健施設等)以外では、原則として床面積1000㎡超が対象となり、1000㎡以下であれば厚生労働大臣が定めて公示する必要があります(施行令11条1項柱書・14号)。東京都と国で協力要請の対象を調整しているようですが、このあたりの問題でしょうか。特措法・施行令上は、特定都道府県知事が対象を勝手に決められるわけではない部分もあるようです。

「その他政令で定める措置を講ずること」は、入場者の整理、発熱者等の入場の禁止、手指の消毒設備の設置、施設の消毒、入場者に対するマスクの着用等の周知、その他厚生労働大臣が定めて公示するものです(特措法施行令12条)。

特措法に基づく協力要請・要請が、今までの自粛の要請と何が違うのかは、次のとおりです。

今までの自粛の要請 … 法律上の根拠なし
特措法に基づく協力要請・要請 … 法律上の根拠あり

「…それで?」という感じですね。法律上の根拠の有無は、どのような影響の違いに結び付くのでしょうか。ここから先が重要です。

法律上の根拠なし	—	①国民に義務なし	
法律上の根拠あり	—	②国民に義務なし	
	—	③国民に義務あり	
		—	④強制力なし
		—	⑤強制力あり

このように整理されると、特措法といえども法的に特殊なことはなく、行政法の一つとして十分に理解できます。むしろ、行政法の一つとして、いつもどおりの理解をしなければなりません。特措法は「超法規的な法」ではなく、「通常法律の一種」(その内容が「緊急事態への対応」というもの)だからです。自己決定・自己責任の観点からは、法律・条例・契約がなければ、人は義務を負いません。法律・条例・契約があっても、義務を負うか、また、その義務が強制されるものか(=自己責任の内容)については、個々の規定の内容(=自己決定の内容)次第ということです。

今までの自粛の要請は、法律上の根拠がありませんので、「①国民に義務なし」になります。特措法に基づく協力要請・要請は、法律の根拠がありますが、特措法45条1項・2項を見ると「②国民に義務なし」に当たることがわかります。これを「行政法の理解」から見れば、法律に規定のある行政指導だということです。所詮は「行政からのお願い」です。

ただし、①「特措法に基づく」というインパクトの強さ、②特措法45条2項の要請(1項の協力要請ではなく)は、この後で説明する『公表』もされ、『指示』の前段階でもある」という位置付けから、この「お願い」に従わないことは、大半の組織や個人には困難でしょう。そこで、特措法45条2項に基づく要請がされたら、前号でお話した民法

536条2項や労働基準法26条の適用が変わるのではないか、この要請はさすがに「不可抗力」に当たるのではないか、という議論が始まりました。議論の詳細は別途お知らせします。

### <指示>

特措法に基づく協力要請・要請のうち、特措法45条2項に基づく要請には、その続きがあります。正当な理由なく要請に応じない場合は、特定都道府県知事は「指示」を出すことができます。また、後述する「公表」を遅滞なく行わなければなりません。

#### 特措法に基づく協力要請・要請

- └ 住民に対して（1項） … 従わなくてもそれまで
- └ 施設管理者等に対して（2項） … 「一定の場合」に「指示」が可能  
遅滞なく「公表」（後述）

「一定の場合」とは、①施設管理者等が要請に応じないことに正当な理由がなく、かつ、②特に必要があると認めるときです。

「指示」は、あまりメディアでは報道されていませんが、「③国民に義務あり」とされています（『逐条解説新型インフルエンザ等対策特別措置法』161頁）。これを「行政法の理解」から見れば、行政処分です。行政処分ですから、「指示」を受けた国民は、「指示」の内容に従う法律上の義務を負います（努力義務ではありません）。すなわち、「指示」に反すれば違法となります。

「指示」は、行政処分のうち「不利益処分」（行政手続法2条4号）に当たると思います。そうすると、「指示」をする前に「告知と聴聞・弁明」の手続きが必要となるでしょうか（同法13条、15条～31条）。まさに緊急事態ですから、これらの手続きは省略が許されるでしょう（同法13条2項1号）。「指示」を出すことについての「理由の提示」も、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、省略できます（同法14条1項ただし書）。しかし、「指示」とはいえ、理由を提示する時間くらいはあるでしょう。

「指示」は、一般的には「④強制力なし」と言われています。「指示」に違反しても罰則はなく、「指示」の内容を行政が強制的に実現させる方法も、法律上は用意されていません（直接強制を認める規定がなく、行政代執行法も使えないパターンです）。世論やメディアでは、「強制力がなければあまり意味がないのでは？」という意見が少なくありません。しかし、強制力はなくとも、「指示」違反は違法であることは、あまり国民に認識されていないような気がします。強制力がないことの是非は議論されてしかるべきですが、今の特措法を前提とする限り、このような「行政法の理解」は、本来であれば全ての国会議員・行政・国民に必要なだと思います。

### <公表>

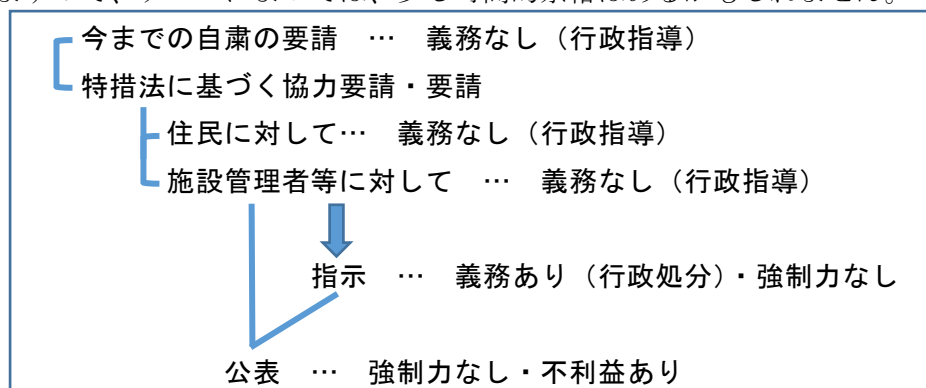
特措法45条2項に基づく「施設管理者等への要請」又は同条3項に基づく「指示」が出されたら、特定都道府県知事は遅滞なく、その旨を公表しなければなりません（特措法45条4項）。報道によれば、政府は事業者名や施設名を公表することで実効性を持たせる方針とのことです（毎日新聞2020年4月6日「緊急事態宣言で強制力があること、ないことは何か 首相『冷静な対応』要請」）。

この「実効性を持たせるための公表」は、「行政法の理解」から見れば、「制裁的な公表」です。行政が行う公表には、「制裁的な公表」と「情報提供としての公表」があります。「制

裁的な公表」は、相手方が負う不利益（社会的評価の低下）に鑑み、根拠となる法律上の根拠規定が必要だという見解が有力であり、判例の傾向でもあるようです（天本哲史『行政による制裁的公表の法理論』69頁）。特措法45条4項がその根拠規定ということでしょう。

ただし、『逐条解説新型インフルエンザ等対策特別措置法』は、特措法45条4項の公表につき、「利用者のため、事前に広く周知を行うことが重要であることから、公表することにしたものである」と解説しています。これは「制裁的な公表」ではなく、「情報提供としての公表」でしょう。政府は逐条解説と異なる見解をお持ちなのでしょうか。

また、「制裁的な公表」は、適正手続の観点（憲法31条）から、行政処分のうち不利益処分に準じて、事前に「告知と聴聞・弁明」の手続きを講じるべきであるともいわれています。実際に、公表前に「告知と聴聞・弁明」の手続きが取られるのかは不明確です。これも行政手続法13条2項1号に準じて省略するのでしょうか。公表は「遅滞なく」行われますので、ケースによっては、少し時間的余裕はあるかもしれません。



### <「法律に基づく」ことのインパクト>

今までの自粛の要請と、特措法に基づく協力要請・要請は、どちらも「行政からのお願い」でした。それでも、特措法に基づく協力要請・要請の方が、国民に与えるインパクトは大きいでしょう。そのことを踏まえてか、政府は「すぐに特措法に基づく協力要請・要請はせず、しばらくは緊急事態宣言の影響を見守る」という方針のようでした（東京都との調整により、東京都知事が特措法に基づく協力要請をすることを「了承」するようすが）。

この「特措法に基づく」というインパクトの強さは、一般化すると、「法律に基づく」ことのインパクトの強さであるといえます。これを「法の象徴的機能」といいます。齋藤民徒教授は、「法はその働きにおいて副次的・代替的にシンボリックでありうる。（中略）強制的実現を伴わない法は、単なる無意味な法ではない。（中略）この場合の『シンボリック』という形容は、『見せかけ』という消極的なニュアンスにとどまることなく、より広く、象徴的政治に参与し、さらには象徴的作用を通して望ましい社会的影響力を発揮できるという積極的な意味を含んでいる。」と述べています（「法の象徴的次元－『ソフトな法』から『法のソフトな働き』まで」中山信弘ほか『ソフトローの基礎理論』274～275頁）。一言で表せば、「法律に基づく」ことのインパクトでしょう。

しかし、そのインパクトは、様々な要因で強くも弱くもなり得ます。政治家の発表の仕方やメディアの報じ方等によって、いかようにもインパクトが変わることは、みなさんも実感されていることと思います。



## ○厄災とリサーチ

私は新型コロナウイルス関係について、ウェブ検索と本・雑誌で情報収集をしています。しかし、本・雑誌での情報収集がしにくい状況です。公共図書館や大学図書館が閉館・利用制限されているため、そこにある本・雑誌にアクセスできない場合があるからです。私が今行っているのは、公共図書館の予約図書の出し入れ（入口で受け取れるもの）、国立国会図書館での複写郵送サービス、弁護士会館の図書室くらいです。ウェブ検索がなければ、その前提として様々な機関や専門家（本当に「様々」な専門家がいますが）がウェブに情報をアップしていなければ、まともな情報収集は困難でした。もし停電したら、情報収集は極めて困難になると実感しました。

そのため、私は「情報の備蓄」を始めました。水や食料のみならず、情報もいざとなったら手に入りません。災害対応系の法律書を買いました。

今最もタイムリーな本である『逐条解説新型インフルエンザ等対策特別措置法』（出版は2013年）は、公共図書館の予約資料の出し入れで入手しました。今、多くの人が利用したような本ですので、私だけが独占してはいけないと思い、借りた直後に必要部分だけコピーを取って、すぐに返却しました。本当は各自治体に1冊ずつ置いておきたい本ですが、残念ながら絶版です。…と思っていたら、次号に記載のとおり、実は『逐条解説新型インフルエンザ等対策特別措置法』はウェブ上で無料で読めます。

## ○前号の補足①～自治体が支払うキャンセル料を契約書に定めることの可否～

前号の「○②諸活動の延期・中止に関する責任 <合意の内容> 【事前の合意】」では、次のように記載しました。下線は本号で足したものです。

なお、契約書に「〇〇の場合はキャンセル料△△円を支払う」という規定がある場合、その規定は「損害賠償額の予定」（民法420条1項）に当たります。自治体がキャンセル料を支払う場合、議会の議決又は首長の専決処分が必要なのか（地方自治法96条1項13号、180条）、自治体法務の界限では議論が始まりましたが、答えはまだ出ていません。

また、「○②諸活動の延期・中止に関する責任 <「駆け引き型交渉」で終わった場合>」では、次のように記載しました。

「自治体は不合理な差別をしてはならない」という観点（憲法14条の平等原則）からすれば、次の機会では、合理的な内容による「事前」の合意をしっかりとっておくか（これがベストです）、「事後」の合意において「原則立脚型交渉」をするように、今回の経験を教訓として活かしましょう。

この2つの部分に関し、地方自治制度研究会『地方財務実務提要』1巻227・8～9頁は、「賠償額の決定に関し法的拘束力を生じさせるような具体的内容をもつ覚書をあらかじめ締結することは、損害賠償の額の決定を議決事項とした法の趣旨に反しますので、するべきではないと考えます。」と記載されています。たしかに地方自治法96条1項13号を前提とすれば、そのように考えるしかなさそうです。

そうすると、上記「駆け引き型交渉」で終わった場合中において、「合理的な内容による「事前」の合意をしっかりとっておくか（これがベストです）」と記載したものの、その内容次第では地方自治法96条1項13号違反とされかねません。たとえば、①「自治体は

〇〇の場合には責任を負わない」なら同号的にセーフです。一方、②「自治体は〇〇の場合には△△円（又は☆割）責任を負う」なら同号的にアウトになりかねないということです。①が馴染まない契約であれば、③「別途協議して定める」という、あまり意味のない条項しか設けられないこととなります。

#### 契約書の条項

- ①自治体は〇〇の場合には責任を負わない … 適法だが各契約に馴染むか
- ②自治体は〇〇の場合には△△円（又は☆割）責任を負う … 自治法違反のおそれ
- ③別途協議して定める … 何の解決にもならない

なお、相手方が自治体に対して支払う損害賠償額の予定は、議決事項ではありませんので、契約書に規定しても地方自治法上の問題は生じません。

#### ○前号の補足②～公務員と民法 536 条 1 項・2 項の関係～

民法 536 条は、民法の中でも「第 3 編 債権 第 2 章 契約」で規定されています。すなわち、契約関係に適用されることが念頭に置かれた規定です。一方、私たち公務員は、自治体との契約（雇用契約）ではなく、任命権者による任用という行政処分によって職員の地位を得ています。そうすると、公務員には民法 536 条の「直接」適用はなさそうです。

しかし、民法 536 条は、「一つの原因によってお互いに債権が向かい合って発生している場合に、一方の債務が履行できなくなった場合、他方の債務はどうなる？」というものです。そうであれば、契約関係ではない「自治体と公務員の関係」においても、民法 536 条の趣旨は妥当し、「類推」適用されるのではないかと思います。そうすると、民間企業の従業員に関する賃金・休業手当の問題は、公務員にもある程度応用できそうです。

なお、給与条例主義（地方自治法 204 条 3 項等、地方公務員法 24 条 5 項）を強調し、公務員に民法 536 条の類推適用はないと考えた場合は、職務としての自宅待機を命じるか、職員の職務専念義務の免除（地方公務員法 35 条、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例等）に伴う給与の減額の要否（給与条例等）や、特別休暇等による処理を検討することになるかと思えます。この点は、改めて検討したいところです。

#### ○前号の補足③～節約できた経費等～

自治体の判断で委託業務等を中止にした場合、それが自治体の帰責性によるものか否かという判断が前提となりますが、前号でご説明したように民法 536 条 2 項で処理すると「決断」することもあるでしょう。その際には、同項後段に基づき、「受託者等が『節約できた経費等』を委託料等から控除する」ことが必要となります。

この「節約できた経費等」は、大雑把に言えば、次の 2 種類があります。

- 受託者等が「節約できた経費」
- ①実費 … 材料費、交通費、宿泊費等
- ②人件費 … (A) 内部スタッフの賃金・休業手当  
(B) 外部スタッフの委託料等

①は、本来は受託者等が業務で用いるはずだった材料の購入や、かかるはずだった交通費や宿泊費等が、業務の中止によって不要となった場合のもので、材料の購入は、既に購入済みだが次の業務に使い回せるものも、「節約できた」と評価していいでしょう。一方、既に購入済みの材料で、生もののため使い回せないものや、予約済みの飛行機やホテルで

キャンセル代がかかってしまったもの等は、「節約できた」とはいえません。

②は、受託者等の内部スタッフと外部スタッフで分けて考えるとわかりやすいです。

### ＜(A) 内部スタッフ＞

内部スタッフ（パートタイムの従業員を含みます）は、業務の中止によって空いた時間において、他の業務に従事させた場合、他の業務に必要な人件費が「節約できた」＝同額につき委託契約等において「節約できた」と評価できます。また、内部スタッフに従事させる仕事がなく、自宅待機を命じた場合、委託先等は休業手当を支払う必要があります（前号「○③労務関係」参照）。その休業手当が、当該内部スタッフの平均賃金の6割であった場合、本来支払う予定だった賃金10割よりも、かかった人件費は少なくなります。そうすると、その差額が「節約できた」といえます。

内部スタッフの人件費は、ドライな発想ながら、実費と同様に「コスト」と考えると、更にわかりやすいです。「物を購入しなければ経費が浮いた」、「物を購入したが次回に使い回せるなら経費を流用できたようなもの」だとすれば、「内部スタッフに係る人件費が浮いた」、「内部スタッフにかかる人件費は変わらないが、その時間に他の仕事をさせることで人件費を流用できたようなもの」だといえ、実費と同様であることがわかります。人材は「人財」ですが、私自身を含めて「お金のかかるコスト」でもあります。

内部スタッフの人件費につき、危険負担ではどうなるのかを議論したものを、私は見たことがありません。私の確認不足かもしれませんが、議論が乏しい領域であることは間違いなさそうです。

私の肌感覚ですが、おそらくは、内部スタッフの人件費まで「節約できた経費等」に含めるのはやり過ぎである、という見解の方が多様な気がします。しかし、仮に、受託者等が内部スタッフにさせる仕事がなく、自宅待機を命じた場合、休業手当で平均賃金の100分の60を支払ったとします。そうすると、受託者等の人件費は一定程度節約できています。それにもかかわらず委託料を満額受け取ると、節約できた人件費につき、受託者等が「過剰に儲けた」ことにならないでしょうか。すなわち、受託者等にとっては、収入は変わらず（委託料は満額）、支出が減ったため（人件費は平均賃金の100分の60で済む）、予定どおり業務を行った場合よりも儲けが増えたこととなります。これは危険負担でも考慮すべきであり、「節約できた経費等」に含めるべきだと考えています。このことは、内部スタッフを他の業務に従事させた場合も同様ではないでしょうか。

違うケースでは、「画家がその債務を免れて得た時間に他の制作をしたとしても、それによる収入を償還する必要はない」という見解があります（我妻榮ほか『我妻・有泉コメントル民法総則・物権・債権（第5版）』1092頁。最新の第6版が手元になく、旧版の引用で恐縮です）。これは内部スタッフの人件費とは別の問題です。個人である業務の受託者が、業務の中止によって節約できたのは、人件費ではなく「時間」です。時間は「機会＝チャンス」に置き換えることもできます。このような「時間＝機会＝チャンス」までも、委託料等の減額要素にしなくていいというものです。

また、受託者等を含めた企業が支払う休業手当につき、国が企業に対して雇用調整助成金を給付した場合（※私は給付要件をきちんと確認していません。）、当該助成金分は企業が人件費を「節約できた」といえそうです。変更契約書等の合意書を作成する際に、「双方の間には、本変更契約書及び原契約書に関し、各同書に定めるもののほか、何らの債権債

務がないことを相互に確認する」旨の条項（清算条項）を設ける場合には、必要な債権債務の規定漏れがないようにすることが重要です（規定漏れ分まで清算されてしまいます）。雇用調整助成金等の国からの給付金は、この「必要な債権債務の規定」に含まれ得ると思えます。

### ＜（B）外部スタッフ＞

外部スタッフは、受託者等の下請けであり、受託者等から委託料等を受け取る立場です。自治体が業務を中止させたことにより、外部スタッフも受注者等から委託料等を受け取れるかが問題となり、結論は外部スタッフと受注者等との「事前・事後の合意」次第です。そこで外部スタッフが委託料等を受け取らないこととなれば、その分は「節約できた」といえます。

### ＜契約ごとの判断が必要＞

私が相談を受ける限り、「節約できた経費等」の有無・範囲は、契約ごとに異なっています。全然「節約できた経費等」がないため、委託料等を満額支払わざるを得ないケースもあります。一方、委託料等の多くが材料費のため、大幅に委託料を減額できるケースもあります。これらの結果は「自治体にとって損か得か」ではなく、「法律に照らせばどうなるか」というものです。

## ○自粛と契約・法律、そして補償

労働者の賃金・休業手当に関するものですが、「本来、自粛と補償はセットでないという意味がないのですが、現在まで、自粛の要請ばかりが先行し、補償部分があまりに遅れているとっていいでしょう。」という指摘があります（弁護士・佐々木亮Y A H O O ! ニュース 2020年3月29日「＜新型コロナ＞自粛要請で勤務先が営業自粛。給料はどうなる？」）。企業への補償としては、上記のような雇用調整助成金があります。それ以外にも、一定の条件のもと、中小企業に最大200万円、個人事業主に最大100万円といった給付も提案されています。これまた一定の条件のもとに、一世帯30万円の支給や児童手当1万円増なども実行されるようです（国民への「お肉券」や「お魚券」はもう復活しないのでしょうか。クルーズ船での「消えたシュウマイ弁当」のように、消えるものも多いです）。（※4月20日追記：一人10万円の支給が登場した結果、一世帯30万円の支給も消えたようです。）

この「補償」ですが、厳密には2種類があります。

補償	①法的に必須のもの ⇒ 法的義務としての補償 (個別法又は憲法29条3項)
	②法的に必須ではないもの ⇒ 法的義務ではなく、政策判断としての補償 (個別法又は贈与契約)

①法的に必須のものの典型例は、強制的な土地収用に対する補償です（土地収用法第6章）。特措法でも、物資の収用や土地の使用を行った場合等の処分について、補償の規定があります（特措法62条）。一方、特措法に基づく要請や指示については、補償の規定はありません。その理由として、『逐条解説新型インフルエンザ等対策特別措置法』161・162頁は、①本来危険な事業等は自粛されるべきであること、要請や指示の期間は一時的であること、罰則による担保等によって強制的に使用を中止させるものではないことから、「権利の制約は限定的である」し、②国民の多くも外出を自粛し、何らかの制約を受けるのであ



り、①②からして、事業活動に内在する社会的制約であると考えられるからと解説されています。私なりに表現すると、「事業者にとって織り込み済みの経営リスクだし、大変なのは事業者だけではない」ということでしょうか。果たして国民はこのような説明に納得するでしょうか。続報で法的に検討します。

②法的に必須ではない補償は、当初の契約や法律による処理とは「別物」であることに注意が必要です。当初の契約や法律により支払う金銭は、「法的に支払う義務がある金銭」（委託料や賃金等、法的に必須な補償）です。この「法的に支払う義務がある金銭」の検討は、まさに法律論です。

一方、当初の契約や法律によっては「法的に支払う義務がある金銭」が認められないと、受託者や従業員等は経済的に苦しくなります。その苦しさを補うのが、②「法的に必須ではない補償」です。国や自治体が行う「法的に必須ではない補償」は、税金が投入される補助金が典型例です（税や公共料金等の減免や猶予も、補助金ではないですが、②「法的に必須ではない補償」の一種といえそうです）。東京都が実施しようとしている、自粛要請の対象者に対する「感染拡大防止協力金」も、東京都は②に位置付けていると思います。

どのような「法的に必須ではない補償」をすべきかは政策論であり、法的には地方自治法 232 条の 2 の「公益上必要がある場合」や地方財政法 8 条の「最も効率的に」という当然の内容が問題になる程度です。私も最近政策論に興味がありますが、政策論は自治体職員のみなさんが得意とする分野でしょうから、出し惜しみでもバラマキでもない「いい政策論」を展開していただくことを期待しています。

当初の契約や法律	金銭を支払う … 法的義務あり … 法律論
	金銭が支払われない … 法律外の補償 … 主に政策論

## ○公共施設の使用許可の取消し

以前に公共施設の使用許可を出したものの、その後に新型コロナウイルスの問題が広がったため、使用者には使用の自粛を要請している場合が多いでしょう（使用料は返金）。しかし、自粛率はあまり芳しくないようです。この使用許可を自治体が職権で取り消し、公共施設を強制的に使用禁止とした場合、そのような対応の適法性が問題となります。使用許可の職権取消しにより、使用者とトラブルとなり、審査請求（地方自治法 244 条の 4 により議会に諮問）がされる可能性があります。この点は、改めてみなさんに情報発信します。

## ○日々の変化についていく

前号を出すタイミングで、東京オリンピックが延期されました。本号を書いている最中に緊急事態宣言が出て、書く内容を追加・修正しました。日々、私たちを取り巻く状況は変化しています。さらに諸外国では、日本をはるかに超える大変な状況に至っているようです。今までは「自治体の契約に関しては、新型コロナウイルスの影響は『不可抗力ではない』」と判断していても、今後はどうなるかわかりません。また、地域によって状況は異なりますので、「東京都ではこうでも、他所では違う」ということもあるでしょう。本資料もいずれ「古新聞」になります。